

令和4年度第7回智頭町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年10月7日(金) 午後2時00分

2. 開催場所 智頭町農業団地センター3階 営農研修室

3. 出席委員(14人)

会長	1番	小林	功		
会長職務代理者	14番	小宮山	晃次		
委員	2番	草刈	章博	3番	池本英夫
	4番	竹下	るみ子	5番	葉狩健一
	6番	春摘	要	7番	長石憲太郎
	8番	國岡	美保子	9番	寺坂富雄
	10番	植木	克茂	11番	前川義
憲					
	12番	細山	周一	13番	國岡智
志					

4. 欠席委員(なし)

5. 農業委員会等に関する法律第29条による出席者(3人)

農地利用最適化推進委員

	15番	谷口	真一	16番	寺坂	静雄
	17番	西沖	和己	18番	平尾	晴

次

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の決定

第2 議案第1号 農業振興域整備計画変更の意見決定について

議案第2号 農用地利用集積計画書(案)の意見決定について

7. 農業委員会事務局職員

事務局長 山本 進 書記 井上 亮

8. 会議の概要

(開 会 午後2時00分)

事務局長

ただ今から、令和4年度第4回智頭町農業委員会総会を開会いたします。本日は、14名の委員に対し全員の出席ですので、総会は成立しております。

開会にあたりまして、小林会長にご挨拶をお願いします。

会 長

皆さん、こんにちは。

農繁期もほぼ皆さんが終わられたでないかなということでございましたけれど、検査の結果を見ますと、検査員の話聞いてみると、今年はやはり若干高温障害が出て、米の端々に白いものが見えてきたりや、もう一点は、カメムシの発生が非常に多くて、その食虫被害というのが出ておると。それで等級がどうだろうかと言いますと、全国的に一等米が68パーセントだというふうに新聞に載っておりました。

しかしながら、智頭町の場合を見ますと二等、三等がかなりのウエイトで多いなということで話を聞いております。これにつきましても、これから一つ課題としましても、草刈りが十分出来ておった地区と出来ておらない地区によって、かなりの開きが出てくるのではないかという話も出てきております。もう一点は、ヘリで盛り土されたところでも、草刈りをやっておられないところにはカメムシの発生があったと聞いたところでもあります。

ですから、来年度の作付け計画につきましても、それぞれの地域地域におかれて、その対策を図りながら取り組んでいただくということではなかろうかというふうに思っております。

それから、新聞テレビ等を見ておりますと、やはり農政問題が非常に日々変わりつつある、ということであります。農水省が食料・農業・農村政策審議会を開かれたそうでもありますけれども、食料・農業・農村基本計画の検証に入って約一年間程度で一つの方向性を示していこう、という発表がありました。食料・農業・農村基本計画というのは、農政の憲法と言われているのではないかというふうに思っております。農業に加え食料、農村の概念も包摂し、国民の生活安定や経済発展を目的とされておるようです。

そこで、食料・農業・農村基本計画の以前の骨子、流れというのを見ますと、その目的は食料の安定供給、多面的機能の発揮、農業の持続的な発展、農村振興を基本的理念の具体化へ、やはり食料・農業・農村基本計画の策定を定めて、そういうことで取り組んでいかなければならない、いうふうに私は思っておるところでもあります。

特に、ロシアのウクライナ侵攻であるとか、コロナ禍によってその流れがずっと続いておりましたところが、現在物価は上がってくる、食糧価格も上がってくる、生活費もかなり高くて生活もなかなか苦しいというのが、テレビで言う毎日の情報のようにあります。ですから、このような状況の中で、食糧安全保障の強化が課題になってきたではなかろうかな、というふうに思っているところでもあります。

農産物の価格の低迷に担い手不足、こういうものが一番大きく影響しております。1998年、20年ほど前ですが、日本の基幹的農家は当時240万人であったものが、2022年には124万人。約半減したと。2022年の基幹農業者、担い手の年齢を見ますと67.9歳だということであります。公務員、会社員の定年延長の関係もあつたりして、定年されてから農業に携わるというのが大半の動きですが、そのことによって農地を守り活かすという取り組みというのが非常に厳しい状況になってくるのではないかなど、いうふうに思っております。そこで、生産基盤が脆弱化されて、そのことが危惧されるんではなかろうかなというふうに、思っておるところでもあります。

こういうことが続きますと、日本の農と食の将来を危うくするではなかろうかということが、一点の課題であります。皆さんもそういうような状況の中、この山間地の智頭町の農業というものを、これからどのような形で存続していくか。先ほども山郷の葉狩委員とちょっと話しをしましたが、まるっと中間管理事業ということで、25日には日南町の、トマトで団地化された法人の代表の方に講演に来ていただいて、智頭町と似たような環境状況の中での話が色々参考になるのではないかなど、いうふうに思っておるところでもあります。

もう一点につきましては、農業経営基盤促進法。この中において近頃出てきましたのが改正の農山漁村活性化法。これが10月1日に施行されました。受け手がない農地や、組織に一括して管理したり林地化する場合、対象の複数の農地の権利を管理する組織に一括で移管出来る仕組みを創設するのが大きな柱である、というふうに伺っております。農地のなし崩し的な放棄を未然に防ぎ、計画的な管理を行っていくと、いうことではなかろうかと思えます。

今後本格化する策定では、農地を利用する区域、受け手自らが保全管理する区域、この二つを分けるんだと。それで、保全管理する区域について定めるとしてありますが、保全管理する区域については人手を掛けずに総合的に管理する地域を支援する仕組みを創設していくんだということであります。

そこで、農家やJA、土地改良区などが保全管理をする組織を立ち上げるといけんということになっておりまして、管理方法を提案するんだと。提案したものを受けた者が、各市町村がこれに基づいて活性化計画を作って、使用区域の農地の所有・利用権の保全化組織に一括で移転できるような形に取り組んでいくんだと、こういうふうにテレビ新聞等では謳っておるようであります。

ですから、農地を利用する農地の過度な減少を防ぐために、基本方針については保全管理区域に関する要件を規定したり、総合管理は農地利用が難しく荒廃の恐れがある場合は林地化、条件が悪い山際の限られた場合にやるんだということ、今日の農業新聞を見ましても、同じようなことで農山漁村活性化法の扱いが出ております。

もう一点は、直接支払金の5年に一度の水張りが出ておりますけれども、これにつきましても、各県や現場の方から国に対しての要請が上がってきて

	<p>おります。中でも、いま要請が出ておるのは、連作被害のない畑については一つ考えていただきたいということでもあります。国としても5年に必ず一度は、ローテーションではございませんけれどもやっていくんだ、でありましょうけれども、そういうことで現在検討致しておるとこのことのようにあります。時々の農政の動きというものを、皆さんが動きを見ながら、地域に根付いた取り組みを図っていただきますよう、よろしく申し上げたいと思っております。</p> <p>それからもう一点は、8月から全国的ではありますけれども、農地利用状況調査。皆さんにおかれましても、智頭町の農業委員会では個々の方にタブレット端末を貸与して、これによってある程度の管理が、一部の変更についての取り組みと農地集積、集約のデータが即座に見やすくなるということがございます。初めてのタブレットを使っての利用状況調査ということで、皆さんも中々大変だろうと思っておりますけれども、10月末までにある程度の農地を、当時は1万8千6百ありました筆が、現在地籍調査その他によって約1万6千いくらかという筆数になるようでございますけれども、そのような状況の中で、皆さんには多忙な中、課せられた職務につきましてはよろしく申し上げまして、簡単でございますけれども挨拶とさせていただきます。</p>
事務局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは引き続き、智頭町農業委員会会議規則第4条の規定により、小林会長に議事進行をお願いします。</p>
議長(会長)	<p>それでは、総会に入ります。</p> <p>日程第1 「議事録署名委員の決定について」を議題とします。</p> <p>智頭町農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(「異議なし」の声あり)</p>
議長(会長)	<p>異議なしということですので、それでは、7番 長石憲太郎委員、8番 岡岡美保子委員をお願いいたします。</p> <p>次に、日程第2 議案第1号「農業振興地域整備計画変更の意見決定について」を議題とします。</p> <p>智頭町長より農業振興地域整備計画変更の提出があったので、意見決定を求めるものです。</p> <p>それでは、番号1から番号5について事務局の説明を求めます。</p>
事務局書記	<p>議案書の1ページをご覧ください。</p> <p>智頭町長から農業振興地域の整備に関する法律の規定による農業振興整備計画の変更について、9月20日付で意見照会がありましたので、同法施行規則の規定により本委員会の意見を求めるもので、農業振興地域からの除</p>

	<p>外の案件になります。</p> <p>番号1から2ページの番号5までですが、全て建築物等設置者は東京都世田谷区の●●●●さんとなっております、5件全てが先月の総会で「認定電気通信事業者が行う中継基地局等の設置に伴う農地転用について」として報告案件として報告済ですので、簡略化して説明させていただきます。</p> <p>1番の所在地が大屋字下村前で転用面積1.44㎡。場所は申請位置図の1ページをご覧ください。</p> <p>番号2番の所在は大内字五良代渕。転用面積1.44㎡。場所は申請位置図2ページをご覧ください。</p> <p>議案書2ページに移りまして、番号3の所在は真鹿野字長通。転用面積1.44㎡。場所は申請位置図の3ページをご覧ください。</p> <p>番号4の所在は大呂字池本。転用面積1.44㎡。場所は申請位置図の4ページをご覧ください。</p> <p>番号5の所在は惣地字見尾中辻。転用面積1.44㎡。場所は申請位置図の5ページをご覧ください。</p> <p>なお、その他詳しい資料については、それぞれの担当委員の方に先月の総会資料と共に送付しております。</p> <p>以上です。</p>
議長(会長)	<p>事務局の説明どおり、番号1から番号5の5件は先月の総会で報告済ですので、担当委員の現地調査結果報告は省略したいと思います。これにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(「異議なし」の声あり)</p>
議長(会長)	<p>異議なしと認め、採決します。</p> <p>議案第1号番号1から番号5について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">(挙手あり)</p>
議長(会長)	<p>賛成多数ですので、番号1から番号5は原案のとおり決定いたしました。次に番号6について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局書記	<p>議案書の2ページ、番号6をご覧ください。</p> <p>土地の所有者が亡くなっておられますので、申請者は山根491番地の●●●●相続人代表の●●●●さん。建築物等設置者は同じく山根491番地の●●●●さんです。</p> <p>農地の所在が大字山根字能座476番。地目は畑、面積は19㎡です。</p> <p>転用事由としては墓地となっております。</p> <p>場所ですけれども、申請位置図の6ページに位置図を付けております。</p>

議長(会長)	<p>7ページに公図を、8ページには土地利用計画図、9ページに現況の写真をつけております。</p> <p>以上です。</p> <p>ただいまの説明に関連して、2番 草刈章博委員に現地の事前調査をお願いしておりますので、調査の結果ならびに補足説明をお願いします。</p>
2 番	<p>調査結果を報告します。</p> <p>昨日、申請人の●●●●さんのお宅にうかがって、除外申請の内容を確認してきました。事務局が説明したように、内容に間違いがないことを確認しました。</p> <p>以上、報告します。</p>
議長(会長)	<p>説明が終わりました。</p> <p>これより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明、地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。</p> <p>(質問、意見なし)</p>
議長(会長)	<p>よろしいですか。</p> <p>それでは採決いたします。議案第1号 番号6について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手あり)</p>
議長(会長)	<p>全員賛成ですので、番号6は原案のとおり決定いたしました。</p> <p>次に、日程第2 議案第2号「農用地利用集積計画書(案)の意見決定について」を議題とします。</p> <p>智頭町長より農用地利用集積計画書(案)の提出があったので、意見決定を求めるものです。</p> <p>それでは、事務局に説明を求めます。</p>
事務局書記	<p>議案書の3ページをご覧ください。</p> <p>9月20日付けで智頭町長から意見決定を求められたものであります。</p> <p>利用権設定面積ですが、全て田んぼで合計3,642㎡です。利用権を設定する者が3名、受ける者も3名となっております。期間につきましては、3年から5年未満のものが2,416㎡、10年以上のものが1,226㎡となっております。</p> <p>それでは4ページで詳細について説明いたします。今回、機構案件はなく全て個人間となっております。また、全て新規のものとなっております。</p> <p>(議案書に基づいて、個別の農用地利用集積計画書の内容を説明)</p>

議長(会長)	<p>以上です。</p> <p>説明が終わりました。 それでは質疑に入ります。ただいまの事務局からの説明について、発言のある方は挙手願います。</p>
2 番	<p>番号2番から4番の●●●●さん所有、●●●●さんに貸せるところですか。3筆。賃借料玄米50キログラムとありますが、これは一体どういう意味ですか。</p>
事務局書記	<p>明細の上にあるように、10アールあたりとなります。</p>
議長(会長)	<p>他に質問はありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(質問、意見なし)</p>
議長(会長)	<p>ないようですので、それでは採決いたします。 議案第2号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">(全員挙手)</p>
議長(会長)	<p>賛成多数ですので、議案第2号は原案のとおり決定することにいたしました。</p> <p>それでは以上をもちまして、本日の議題は全て終了しました。智頭町農業委員会第7回総会を閉会いたします。</p> <p style="text-align: center;">(閉 会 午後2時24分)</p>

農業委員会会議規則第13条第2項の規定により署名捺印する。

令和4年10月7日

智頭町農業委員会議長 小 林 功

智頭町農業委員会委員 長 石 憲太郎

智頭町農業委員会委員 國 岡 美保子